

10年保存

秘

有 無制限

平成27年5月28日から  
平成38年3月31日まで

基安労発0528第1号

平成27年5月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく  
職場の受動喫煙防止対策の運用に当たって留意すべき事項について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）が平成26年6月25日に公布され、職場の受動喫煙防止対策に係る規定は、平成27年6月1日から施行されることとなっている。

その改正の趣旨、内容等については、平成26年6月25日付け基発0625第4号「労働安全衛生法の一部を改正する法律について」及び平成27年5月15日付け基発第0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）」（以下「施行通達」という。）により示されているところであるが、改正法に基づく受動喫煙防止対策の運用に当たっては、当面の間、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

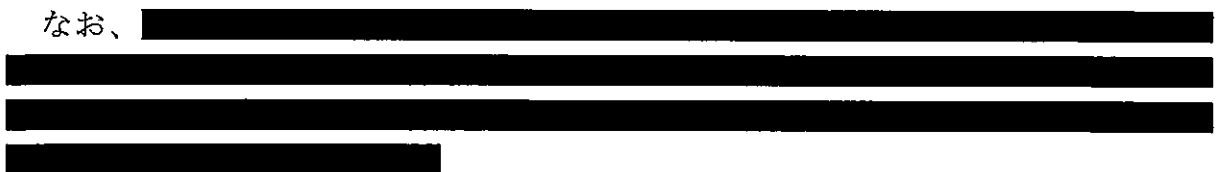
なお、本通達の内容については、厚生労働省労働基準局監督課と協議済みであることを申し添える。

記

1 受動喫煙防止措置の努力義務（第68条の2関係）について

個別指導等の機会をとらえ、受動喫煙防止対策の取組みの有無を確認するとともに、後日送付するパンフレット等を活用して、口頭により改正法の趣旨や支援事業の周知啓発を行うこと。

なお、



2 衛生委員会の付議事項（第 18 条関係）について

施行通達により、労働安全衛生法第 18 条第 1 項第 2 号及び労働安全衛生規則第 22 条第 8 号に掲げる付議事項に「職場の受動喫煙防止対策」が含まれるとの解釈が示されたところであるが、衛生委員会において当該付議事項を調査審議していなかったことをもって、同法第 18 条第 1 項に規定する衛生委員会の設置義務違反になるものではない。

このため、衛生委員会において、受動喫煙防止対策に関する事項を調査審議していない事実を確認した場合においては、後日送付するパンフレット等を活用し、調査審議するよう口頭により指導を行うこと。